

出雲弓友会慶弔規定

（目的）

第1 出雲弓友会（以下、「弓友会」という。）の会員（名誉会長、顧問を含む。）及び密接な関係先並びに会長が特に認める者における冠婚葬祭等の慶弔事に対する対応について定める。

（範囲）

第2 本規定の対象は、以下に掲げる範囲とする。

- 1 会員及び顧問並びに名誉会長
- 2 会員及び顧問並びに名誉会長の1親等以内の血族又は同居する1親等以内の姻族
- 3 密接な関係先

弓友会と密接な関係先とは、全日本弓道連盟、島根県弓道連盟、島根県武道連盟、県内弓道他支部、当会以外の市内弓道支部（島根大学医学部、出雲高校、大社高校、出雲商業高校、出雲工業高校）及び出雲市並びに出雲市体育協会とし、具体の対象は役員会に諮るものとする。

- 4 会長が特に認める者

会長が特に認める者の個別の対象については、役員会に諮るものとする。

（対応内容）

第3 第2に定める対象ごとの具体の対応内容は、以下のとおりとする。

- 1 会員及び名誉会長並びに顧問

（1）婚姻、死亡、叙勲・褒章及び長期入院（1か月以上）並びに長期療養（3か月以上）の場合

ア 婚姻の場合は、祝電及び金一封（5,000円）を贈る。

イ 叙勲・褒章等の場合は、金一封（5,000円）を贈る。

ウ 長期入院（1か月以上）の場合は、見舞金（5,000円）を贈る。

エ 受傷等による長期療養（3か月以上）の場合は、見舞金（5,000円）を贈る。

但し、ウとの併用は行わない。

オ 死亡の場合は、弔電及び金一封（5,000円）を献ずる。

- 2 会員の1親等以内の血族又は同居する姻族

（1）死亡の場合

金一封（5,000円）を献ずる。

- 3 密接な関係先

上記1の規定を参考に役員会に諮るものとする。

4 会長が特に認める者

会長が特に認め、役員会で対象と決した者とし、具体の対応内容は、第3に順ずるものとする。

（手続き）

第4 会員又は役員は、第3に規定する事案が生じた場合又は情報を知り得た場合は、直ちに、幹事長に報告する。但し、会員の長期入院、長期療養の場合は、申立書（慶弔様式1）を会長に提出するものとする。

2 幹事長は、知り得た情報及び報告等の内容を確認の上、会長及び副会長に連絡するとともに、役員会で対応を協議する。

3 2の協議の結果、具体の対応を執ることと決した場合は、会計幹事が準備し、会長が執り行うものとする。

（報告）

第5 会計幹事は、本規定により執行した案件について、関係する資料等を収集して関係書類とともに保存し、総会に報告するものとする。

（情報管理）

第6 本規定に基づく対応において、役員は支給対象者の個人情報や入院及び療養事由等の情報は、支給対象者の了解を得た場合を除き、関係法令等の定めるところにより適切に取り扱うものとする。

（その他）

第7 本規定に基づく対応へのお返し等は要しない。

附則

本規定は、令和3年10月17日より施行する。

(慶弔様式1)

部 外 秘

年 月 日

出雲弓友会長 様

住 所

(ふりがな)

氏 名

印

長期入院・長期療養に係る申立書

このことについて、以下の事由により 長期入院 ・ 長期療養 を要することとなりましたので、出雲弓友会慶弔規定第4の5に基づき申し立てます。

記

1 入院・療養期間

※診断書等から具体の期間を記入してください。

年 月 日から 年 月 日まで

2 病症名

※診断書等から具体の病症名を記入してください。

3 入院・療養先

名 称：

所在地：

T E L：

注1) 提出の際に、医師の診断書の写しを添付してください。

【記入例】

(慶弔様式1)

部 外 秘

令和〇〇年〇〇月〇〇日

出雲弓友会長 様

住 所 出雲市今市町・・・・

(ふりがな) いずも ゆみたろう

氏 名 出雲 弓太郎 ㊟

長期入院・長期療養に係る申立書

このことについて、以下の事由により **長期入院** ・ 長期療養 を要することとなりましたので、出雲弓友会慶弔規定第4の5に基づき申し立てます。

記

1 入院・療養期間

※診断書等から具体の期間を記入してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

2 病症名

※診断書等から具体の病症名を記入してください。

弓の引き過ぎ症

3 入院・療養先

名 称：島根県立中央病院

所在地：出雲市姫原町・・・・

TEL：0853－〇〇－・・・

注1) 提出の際に、医師の診断書の写しを添付してください。